

## 江別市廃棄物減量等推進審議会委員公募要領

平成21年 4月 9日  
平成25年 3月29日一部改正  
平成26年 4月 1日一部改正  
平成29年 2月29日一部改正  
令和 3年 3月 1日一部改正  
令和 3年 5月31日一部改正  
令和 5年 4月27日一部改正

生活環境部長

### 江別市廃棄物減量等推進審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江別市廃棄物減量等推進審議会委員の公募に係る決定（平成21年3月11日生活環境部長決裁）に基づき、委員の募集及び選考方法について必要な事項を定めるものとする。

(公募委員数)

第2条 公募する委員は、4名とする。

(応募資格)

第3条 委員に応募できる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 満18歳以上で市内に居住、通勤又は通学している者
- (2) ごみの減量及びリサイクルに関心がある者
- (3) 会議（年数回、主に日中に開催）に出席できる者

(公募方法)

第4条 委員の公募については、広報えべつ及び市のホームページに掲載し、応募に当たっては応募用紙及び400字以内の小論文の提出を求めるものとする。

2 前項の提出書類については、選考終了後においても返却しない。

(選考方法)

第5条 委員の選考は、選考委員会における小論文の審査により行い、採点合計の上位得点者から順に委員として選出するものとする。ただし、同一得点者がある場合は、男女の割合、地域的バランス、年齢、新たな人材の発掘等を考慮して選考するものとする。

(選考委員会)

第6条 生活環境部内に小論文の審査に当たる選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員は、次の者をもって充て、生活環境部長を選考委員長とする。

- (1) 生活環境部長
- (2) 環境室長
- (3) 廃棄物対策課長
- (4) 施設管理課長

3 選考委員会は、選考委員長が招集し、選考委員会の庶務は廃棄物対策課において行う。

(採点基準)

第7条 小論文の採点は、次に掲げる評価項目について行うものとする。

- (1) ごみの減量及びリサイクルへの関心及び意欲があるか。
- (2) 明確、具体的かつ現実的な意見であるか。
- (3) 日常生活におけるごみ処理の課題を反映した意見であるか。
- (4) 地域の廃棄物行政の推進に資する意見であるか。

2 前項に掲げる評価項目に係る点数の付与区分は、次のとおりとする。ただし、過去に江別市廃棄物減量等推進審議会委員に選任されたことがない者には、前項に掲げる評価項目に係る得点の合計に1点を加えるものとする。

- (1) 特に優れている 3点
- (2) 優れている 2点
- (3) 普通 1点

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、全ての応募者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月29日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年6月30日以前に選出された委員には適用されない。

附 則 (令和3年3月1日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年6月30日以前に選出された委員には適用されない。

附 則 (令和3年5月31日)

この要領は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年4月27日)

この要領は、令和5年5月1日から施行する。ただし、令和5年6月30日以前に選出された委員には適用されない。